

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		罰則
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市屋外広告物条例第36条 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	基 準 (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	年 月 日 設 定 ( 年 月 日 最 終 変 更 )